

行政不服審査法施行令案に関する御意見及び総務省の考え方

1. 意見募集期間 平成27年10月14日（水）～11月12日（木）
2. 御意見提出件数 12件（個人11名・1団体）
3. 提出御意見及び総務省の考え方

番号	分類	提出御意見	総務省の考え方
1	個人	<p>政令案を拝見し、意見を申し述べます。</p> <p>政令案第4章では行政不服審査会に関し規定されているところ、当該規定は行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項又は第2項の機関（いわゆる地方公共団体に設置される行政不服審査会に相当する附属機関。以下「地方団体設置機関」という。）には適用がないように思われます。政令案第4章の規定振り（特に政令案第20条及び第24条が明らかに行政不服審査会のみを対象としている。）を拝見しますと、同章の規定は地方団体設置機関には適用がないように解釈するのが自然です。</p> <p>私としましては、政令案第21条から第23条までの規定（手数料に係る規定を除く。以下同じ。）と同趣旨の内容を、地方団体設置機関にも適用させるための規定が必要であると思料します。その理由は、地方団体設置機関については法第81条第3項において法第5章第1節第2款の規定を準用しているにもかかわらず、当該規定の下位にある政令案第21条から第23条までの規定が適用されないとするのは不自然であり、地方公共団体の審査庁に対する審査請求等について国の場合における審査手続の水準を満たさないこととなるおそれがあるためです。</p> <p>以上、よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>改正行審法第81条第1項又は第2項に基づき地方公共団体に設置される機関における調査審議等の手続については、同条第3項において第5章第1節第2款（第74条から第79条）の規定が準用されるほかは、同条第4項の規定により、条例（諮問機関を共同設置する場合は規約）で定めることとされています。</p> <p>したがって、地方公共団体に設置される機関に係る事項については、政令で定めることとはされていないため、原案どおりとしました。</p>

番号	分類	提出御意見	総務省の考え方
2	個人	<p>審査請求書を正副2通提出しなければならないとする点について（案4条1項）</p> <p>審理員が審査請求書の「写し」を処分庁に送付しなければならないと定められていることに照らすと（改正法29条1項）、審査請求にあたって提出すべき審査請求書は1通で足りると解されるかと存じます。現行法で不服申立書を正副2通提出することになっている理由は、1通の提出では、審査庁は、処分庁に弁明書を作成させるために不服申立書を処分庁に送付するか、又はその写しを作成してそれを処分庁に送付せざるを得なくなり、事務を渋滞させるので、その不便を避けるためであったと言われております（室井力ほか編「コンメンタール行政法1（第2版）行政手続法、行政不服審査法」380頁（平田和一）（日本評論社、2008年）参照）。ただ、現在の自治体でコピー機がないということは考えにくく、不服申立書の写しの作成で事務が渋滞するということはまずありえないことに加え、少なからぬ審査請求人が手書きで審査請求書を作成する可能性があり、同一内容の書面を2通作成する手間は必ずしも軽微なものとは言い難いことに鑑み、従来の実務を見直し、原本1通で足りるとすべきではないかと思えます。</p> <p>現に、ある審査請求について、手書きで審査請求書を1通提出してきた住民に対し、副本の提出を求めたところ、先に提出した審査請求書と異なる内容の手書きの副本が提出されたため、正本と全く同じ内容とするよう指導し、再度手書きの副本が提出されたものの、若干正副の記載が異なるという事例が発生し、対応に苦慮した経験がございます。施行令の案は、副本の作成がコピー機を使って行われることを当然の前提としているように思いますが、自治体の実務では上記のような案件もあることにご配慮いただければと存じます。</p> <p>なお、本意見は個人のものであり、自治体としての意見ではないことを申し添えます。</p>	<p>審査請求書は、処分庁等が行う主張・立証を始め、審査請求の進めを進める上で最も基礎的な書面となることに鑑みれば、現行法と同様に、原則として、処分庁等に送付する分についても、正本と同一内容の書面である副本の提出を求めることが適当と考えられるため、原案のとおりとしました。</p> <p>なお、現在では、コピーの作成は一般に広く普及しており、御指摘の事例のように審査請求書を手書きで作成する場合は、正本・副本ともに原本のコピーに押印したものの提出をもって足りるものと考えられます。</p>

番号	分類	提出御意見	総務省の考え方
3	個人	<p>政令第6条第1項の規定についてです。</p> <p>これについては、「行政不服審査法審査請求事務取扱マニュアル（案）」49ページ記載の[解釈]において、「総代が互選されている場合には、総代1人と参加人の人数の合計となる。」と書かれています。</p> <p>しかし、政令第6条の文言を読む限り、このような解釈を導くことは困難であり、この解釈に疑問を持つ審査請求人が出た場合には、無用な混乱を招く可能性があります。</p> <p>そこで、このような解釈内容を第6条第1項の規定に明記することを求めます。</p> <p>また、裁判での実務に合わせ、代理人によって審査請求されたときは、代理人が複数であっても1人の代理人に対してすれば足りるとの規定を置くことも求めます。</p>	<p>改正行審法において、総代が選任されている場合は、共同審査請求人は総代を通じてのみ審査請求に関する行為をすることができること（第11条第4項）、また、通知その他の行為は1人の総代に対してすれば足りることが明記されていることから（同条第5項）、政令第6条において御指摘の事項を規定する必要はないと考えられるため、原案のとおりとしました。</p> <p>また、代理人が複数である場合に代理人全員に送付するかについては、簡易迅速かつ公正な審理の進行等の観点から踏まえて審理員において判断されることとなるため、原案のとおりとしました。</p>
4	個人	<p>審理員の指名について（施行令第1条関係）</p> <p>標準審理期間の設定はあるものの、簡易迅速な手続の促進のため、審理員の指名について「遅滞なく」など、具体的な期限を設定すべきである。</p> <p>反論書等の送付について（施行令第7条関係）</p> <p>審査請求人や参加人が複数いる場合、他の審査請求人、他の参加人に対しても反論書等を送付するようにすべきである。</p>	<p>「審理員の指名について」について</p> <p>審査請求書の提出後、審査請求が適法であるか否か、審査請求書に不備はないか否かといった形式審査を終えた後に行われるものであり、審査請求書の提出から審理員の指名までには一定の期間を要すること、また、簡易迅速な手続により国民の権利利益の救済を図るという制度趣旨から迅速に行われるべきであることは当然であることから、具体的な期限を明示する必要はないと考えられるため、原案のとおりとしました。</p> <p>「反論書等の送付について」について</p> <p>改正行審法上、反論書は参加人及び処分庁等に、意見書は審査請求人及び処分庁等に送付することとされており（第30条第3項）、審査請求人等が複数いる場合の他の審査請求人等への送付については、審理員において判断されることとなるため、原案のとおりとしました。</p> <p>なお、御指摘のように審査請求人等が複数いる場合は、例外</p>

番号	分類	提出御意見	総務省の考え方
			<p>的なケースであると考えられますが、このような場合においては、簡易迅速かつ公正な審理を実現する観点から、審査請求人等が十分に主張することを可能とするため、適切に他の審査請求人や参加人に送付する運用がなされるよう、周知等に努めてまいります。</p>
5	個人	<p>政令15条で、「事件記録」として綴られるのは、実体的な判断に使われる資料だけになっています。</p> <p>手続関係書類は、政令16条で「利害関係人の参加許可に関する書類」の他は総務省令で定めるものが審査庁に送られることとなります。</p> <p>審査請求の審理は職権で行われるから、手続の公正等を確認できなくとも重要ではないと言えるでしょうか。</p> <p>裁決固有の違法を理由とする裁決取消しの訴えでは手続の違法が重大な争点となるので、手続関係書類が「事件記録」とならないという取り扱いが問題と思われま。</p> <p>事件記録は法43条2項で諮問に際し不服審査会に送付されますが、事件記録以外の書類が送付されないと不服審査会では、審理手続上の問題点が把握できない場合が出るでしょう。</p> <p>又、行政事件訴訟法23条の2の第2項では釈明処分の対象となるものを「事件の記録であって」としており、仮に釈明処分が出されても、「事件の記録」ではないという取り扱いが為されかねないという問題も出てきそうな気がします。</p> <p>以上の点から「事件記録」には、当該案件で行われた「手続関係書類」も全て含めるようにすべきだと思います。</p> <p>審理員は、事件に関する書類を審査庁に送るために、結局全部綴らなければならないのですから、実体に端するものだけを「事件記録」とする意味はどこにもないのではないのでしょうか。</p>	<p>事件記録は、審理員が作成する審理員意見書（改正行審法第42条第1項）に添付して審査庁に提出され、さらに行政不服審査会等への諮問の際に審理員意見書とともに提出されるものであり、審査庁や行政不服審査会等における判断の基礎となるものです。御指摘にある手続的な事項に関するものも全て事件記録と位置付けることは、実務上の負担も大きく、また、審査庁がしようとする裁決の判断の妥当性を審査するという行政不服審査会等の役割に照らせば、全ての事件について、これらの資料を一律に提出させる意義は乏しいものと考えられるため、原案のとおりとしました。</p> <p>なお、審理手続における手続に関する事項が争点となった場合には、行政不服審査会は、改正行審法第74条に規定する調査権限に基づき、審査庁に対し、当該手続に関する資料の提出を求めることが可能であるため、実務上、審査会において手続の公正性等を確認することは可能と考えます。</p>

番号	分類	提出御意見	総務省の考え方
6	団体	<p>【該当箇所】 第十三条（手数料の減免） 審理員は、法第三十八条第一項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人（以下この条及び次条において「審査請求人等」という。）が経済的困難により手数料を納付する資力がないと認めるときは、二千円を限度として、手数料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>【意見】 減額又は免除する手数料に限度額（二千円）を設けるべきではない。</p> <p>【理由】 政令案では減額又は免除する額の上限を二千円をとしているが、租税に関する不服申立ての資料は多量であり、行政不服審査制度が簡易迅速な手続により、手数料無料で国民の権利利益を救済することを目的としていることに鑑みても、限度額を設けるべきではない。</p> <p>なお、審査請求人等の権利濫用については、法第三十八条第一項後段の「正当な理由があるとき」に該当するので、拒否することができる。</p>	<p>改正行審法第38条に基づく提出書類等の写し等の交付は、その対象が審理員に提出された書類に限られるため、手数料が2000円（200枚）を越える写し等の交付の求めが想定される場合はごく少数であり、減免対象者は多くの場合において手数料の負担を要しないことになるものと考えます。また、2000円を超える場合において無制限に減免できるとすることは、行政文書の開示に係る実施手数料の減免の上限額を2000円としている行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成12年政令第41号）とのバランスを欠くこととなることから、適当でないと考えられるため、原案どおりとしました。</p>
7	個人	<p><行政不服審査法施行令第5条、6条、7条関係> 審理員の裁量で、次の書類の副本を提出させることができることを明記すべき。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 弁明書に添付される法29条4項1号に定める調書及び報告書 2 審査請求人又は参加人が提出する法32条1号に定める証拠書類及び証拠物 3 処分庁等が提出する法32条3項に定める証拠書類及び証拠物 <p>○理由</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 標準審理手続を6か月と定めようとする自治体の多くは、審理手続に要する期間を2か月と想定していると仄聞しております。 	<p>御意見につきましては、御指摘にもあるように、運用上、審理員の判断により、提出者に対し副本の提出を求めることが可能であることから、政令において規定する必要はないと考えられるため、原案のとおりとしました。</p>

番号	分類	提出御意見	総務省の考え方
		<p>2 通常、弁明書の提出期限は2週間～3週間、反論書の提出期限は2週間～3週間程度を要すると考えられます。さらに、再弁明書の提出、再反論書の提出が必要となる場合も考えられます。</p> <p>3 処分庁が弁明書を提出するためには、審査請求人が提出した証拠書類及び証拠物を入手し検討することが必要となります。同様に、審査請求人が反論書を提出するためには、処分庁が提出した添付書類及び証拠書類・証拠物を入手し検討することが必要となります。この謄写手続に時間を要すると、弁明書、反論書の提出期限が事実上遵守されないことが予想され、到底、2か月で審理手続を終結し審理員意見書を提出することは不可能といえます。</p> <p>4 これらの書類については、改正行政不服審査法上、相手方当事者に送付する旨の定めが設けられていませんが、審理員の裁量で、副本を提出させ、相手方当事者へ送達する運用も可能と思われる。</p> <p>5 しかし、法38条1項は審査請求人の閲覧謄写、同2項は提出人に対する意見聴取手続、同4項は手数料納付義務を定めています。そのため、審理員が上記4の運用を躊躇することが予想されます。</p> <p>6 そこで、審理手続の迅速かつ計画的な運用を実現する見地から、施行令において、審理員の裁量で前記書面等の副本を提出させることができるようにすべきと考えます。</p>	

番号	分類	提出御意見	総務省の考え方
8	個人	<p>1 第4条第2項の押印について 第4条第3項の規定により、審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合は代表者又は管理人の資格を証する書面、総代を互選した場合にあっては総代の資格を証する書面、審査請求を代理人による場合は代理人の資格を証する書面を添付しなければならないのであるから、これらの場合、押印をさせる必要はないのではないか。</p> <p>2 第4条第3項について 本人が審査請求する場合は、審査請求人が本人であることを証する書面の添付が必要ではないか。</p> <p>3 第6条第4項・第7条第4項について 電磁的記録を弁明書、反論書又は意見書の副本とみなして、法第29条第5項又は第30条第3項の規定による送付について規定しているが、審査請求人又は参加人に電磁的記録を受け取る電子計算機がない場合を考慮する必要があるのではないか。</p> <p>4 第13条について 第1項に「経済的困難により手数料を納付する資力がない」と認定しているのに、減額又は免除を2千円の限度とすることは、規定自体に矛盾が生じているのではないか。</p>	<p>1及び2について 第4条第2項に規定する審査請求書への押印は、審査請求人（審査請求人が法人その他の社団又は財団である場合は代表者又は管理人の資格を証する書面、総代を互選した場合にあっては総代の資格を証する書面、審査請求を代理人による場合は代理人。以下「代表者等」という。）の真正性を確認するために要するものであり、同条第3項は、押印した代表者等にその資格があることを証明するために求めるものであるため、原案のとおりとしました。</p> <p>3について 弁明書、反論書等は、法律上、書面で提出することとされていますが、第6条第2項及び第7条第2項において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定によりこれらの提出をオンラインで行えるようにすることを可能としています。 第6条第4項及び第7条第4項は、現行法第22条第4項と同様に、上記に基づき審査請求人等が任意にオンラインで弁明書等を提出した場合に、書面による場合と同様の法的効果を認めるための規定であるため、原案のとおりとしました。</p> <p>4について 改正行審法第38条に基づく提出書類等の写し等の交付は、その対象が審理員に提出された書類に限られるため、手数料が2000円（200枚）を越える写し等の交付の求めが想定される場合はごく少数であり、減免対象者は多くの場合において手数料の負担を要しないことになるものと考えます。また、2000円を</p>

番号	分類	提出御意見	総務省の考え方
			超える場合において無制限に減免できるとすることは、行政文書の開示に係る実施手数料の減免の上限額を2000円としている行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令とのバランスを欠くこととなることから、適当でないと考えられるため、原案どおりとしました。
9	個人	<p>審査請求書や、弁明書、反論書及び意見書の提出について、正副複数を提出することは、提出者にとって負担であるだけでなく、家庭用のFAX兼用コピー機で作成した不鮮明な副本が提出されるなどすると事務上も支障があるし、送付物が重くなることにより送付に使われるエネルギーが増えて社会的に無駄である。だから、1通の提出でよいことにすべきである。</p> <p>複数必要なときは、事務局で複写作成すればよい。少なくとも、提出者が手数料を支払えば提出は1通で、事務局で必要な部数を複写する制度は設けておくべきである。</p>	<p>審査請求書は、処分庁等が行う主張・立証を始め、審査請求の進める上で最も基礎的な書面となること、弁明書、反論書及び意見書は、処分庁等、審査請求人及び参加人の主張・立証の最も基礎的な書面となることに鑑みれば、現行法と同様に、原則として、正本と同一内容の書面である副本の提出を求めることが適当と考えられるため、原案のとおりとしました。</p>
10	個人	<p>弁明書、反論書及び意見書は、電子メールでも提出できるようにすべきである。</p>	<p>弁明書、反論書及び意見書は、審理手続において、処分庁等、審査請求人及び参加人の主張・立証の最も基礎的な書面となることから、法律上、書面で提出することとされていますが、施行令第6条第2項、第7条第2項において、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定によりこれらの提出をオンラインで行うことを可能としており、電子メールを含め、その具体的な方法については審査庁において判断されることとなるため、原案のとおりとしました。</p>
11	個人	<p>提出資料等の写し等の交付に係る手数料が、用紙1枚につき10円というのは、現在街中のコインコピーでも1枚5円のものもあること、また、オフィスでのコピーはそれより相当安い単価になる契約のことが多いことを考えると、作業の手間を入れたとしても、高すぎる。</p> <p>実際の省庁等でのコピー単価を踏まえた料金にするべきである。</p>	<p>第12条第1項に規定する手数料の額は、国の機関における実際のコピー単価も踏まえつつ、国の機関における手数料の積算の一般的な考え方に基づき積算し、実費の範囲内の額としたものであり、妥当であると考えられるため、原案どおりとしました。</p>

番号	分類	提出御意見	総務省の考え方
12	個人	<p>本改正に賛成である。</p> <p>理由：</p> <p>(※以下の番号は「行政不服審査法施行令案の概要」に対応)</p> <p>1</p> <p>(1) この除外により、特に自治体において見られがちであろう、審査者と審査対象者が重なるという自体を避ける事が可能になり、より公正に審査が行われる事になる事が期待出来るため。</p> <p>(2) 手間が省け、民事訴訟等と共通の部分が増えるので。</p> <p>(3) 同上</p> <p>(4) 負担軽減のためのぞましいものであると考える。</p> <p>(5) これを一律10円と定める事は、行政にとっても請求者にとっても望ましいと考える。</p> <p>(6) 記録についての必要要綱を定める事はそれが不当に廃棄される可能性を減じるものになるので。</p> <p>2</p> <p>負担軽減が期待できるものであるので、準用について望ましいと考える。</p> <p>3</p> <p>準用について望ましいと考える。</p> <p>4</p> <p>準用について望ましいと考える。</p> <p>5</p> <p>特に問題ないと考える。</p>	<p>頂いた御意見は、本案に対する賛同意見として承ります。</p>